

# 使用料の減額について

次の場合などは、使用料が半額になることがあります。

該当する場合には、減免申請書を提出してください。

## 家族用区画

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている方が、使用するとき。

## 団体用区画

- 満70歳以上の方で構成されている団体や身体障害者手帳、療育手帳などの交付を受けている方で構成されている団体が使用するとき。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校等の施設が、施設又は学級等を単位として、その行事のために使用するとき。
- 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方で構成されている団体が使用するとき。

## 車イス使用者用区画

- 身体障害者手帳の交付を受けている方又は特別支援学校の児童若しくは生徒が使用するとき。